

# 港南区災害時協力事業所登録制度実施要綱

制 定 令和6年12月1日

## (趣旨)

第1条 この要綱は、震災発生時において、災害応急活動に協力する意欲のある事業所等を登録し、事業所等が保有する施設、資機材、物資、組織力等資源の提供を受けることにより、災害に強いまちづくりを推進するため、港南区災害時協力事業所登録制度の実施について、必要な事項を定めるものです。

## (定義)

第2条 この要綱において「事業所等」とは、区内に店舗、工場、営業所等を有する法人その他の団体等をいいます。

## (協力範囲)

第3条 この要綱における協力範囲は、事業所等の本来の業務に支障のない範囲とします。

## (登録要件)

第4条 区長は、次に掲げる要件を満たす事業所等を港南区災害時協力事業所(以下「協力事業所」という。)として登録するものとします。

- (1) 港南区の協働による地域づくりの趣旨とボランティア精神に基づき自発的に登録を希望すること。
- (2) その他、この要綱に記載する事項に同意すること。

## (登録手続)

第5条 制度に登録しようとする事業所等の代表者は、港南区災害時協力事業所(登録・変更・抹消)申請書(様式第1号)を区長に提出又は区ホームページの登録フォームに必要事項を記入することとします。

- 2 区長は、前項に規定する申請書等の提出があった場合には、第4条に基づいて審査し、登録することが適当であると認めるときは、当該事業所等の代表者に登録証(様式第2号)及び登録事業所用ステッカーを交付するものとします。

## (災害発生時の協力)

第6条 協力事業所は、震災発生時において、次に掲げる協力事項のうち申請書等に記載した事項を、本来の業務に支障のない範囲かつ、自らの判断で地域と連携して実施するものとします。

- (1) 障害物の除去等の労務提供
- (2) 食料品、飲料水、その他支援物資の提供
- (3) 物的、人的資源の提供

- (4) 一時避難場所等の提供
- (5) その他、必要な協力及び支援に関する事項

(情報提供等)

第7条 区長は、区が推進する防災事業の情報、訓練日程などその他防災に関する情報等について、協力事業所に提供するものとします。

(顔の見える関係づくり)

第8条 協力事業所は、平常時において、本来の業務に支障のない範囲で、防災訓練などの地域活動に参加するものとします。

(協力事業所の公表等)

第9条 区長は、協力事業所の名称、所在地等を区のホームページその他広報媒体を活用して公表します。

- 2 協力事業所は、区民への周知のため事務所等の目立つ位置に、登録用ステッカーを掲示することとします。また、自らが協力事業所であることを、ホームページその他広報媒体を活用して公表等することができます。

(登録変更・抹消)

第10条 登録内容の変更、もしくは抹消を希望する際は、港南区災害時協力事業所（登録・変更・抹消）申請書（様式第1号）を港南区長に提出又は区ホームページの登録フォームから登録内容を変更・抹消することとします。

(抹消事由)

第11条 協力事業所は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録の抹消を申し出るものとします。

- (1) 廃業又は休止したとき
- (2) 区外に移転したとき
- (3) 協力事業所を第三者に譲渡又は売買したとき
- (4) その他協力事業所としての活動が困難となったとき

- 2 区長は、協力事業所から前項による申し出がない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、協力事業所の登録を抹消するものとします。

- (1) 第4条に規定する登録要件を満たさないこととなったとき
- (2) その他協力事業所を登録しておくことが適当でないと区長が認めたとき

(登録期間)

第12条 協力事業所の登録期間は、登録が完了された日から登録抹消申請書の提出、もしくは第11条に該当するまで、適用されることとします。

(他の災害発生時の対応)

第13条 他の災害（大雨や大雪など）が発生した際には、協力事業者からの申し出に

より、第6条と同様の対応を行うこととします。

(経費負担)

第14条 第6条、第8条及び第13条の規定による活動の実施に要した費用は、当該活動を実施した協力事業所が負担するものとします。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は区長が別に定めます。

附 則

この要綱は、令和6年12月1日から施行する。

年 月 日

港南区災害時協力事業所(登録・変更・抹消)申請書

(宛先)港南区長

事業所所在地

事業所名

登録番号(変更・抹消申請のみ)\_\_\_\_\_

港南区災害時協力事業所登録制度実施要綱第5条第1項及び第10条の規定に基づき、(登録・変更・抹消)を届出します。

事業所の概要	業種		従業員数	人
	電話番号		FAX番号	
	E-Mail			
	担当部署 担当者氏名			

<b>協力区域</b>		
<input type="checkbox"/> 区内全域 <input type="checkbox"/> 事業所の所在地付近		
<b>協力内容</b>		
<input type="checkbox"/> 物資の提供(食材・飲料・その他) <input type="checkbox"/> 物資・負傷者等の運搬・搬送 <input type="checkbox"/> 場所の提供 <input type="checkbox"/> 障害物の撤去・片付け <input type="checkbox"/> 修理全般(二輪車・建具等) <input type="checkbox"/> ペットへの対応 <input type="checkbox"/> 理美容サービスの提供 <input type="checkbox"/> その他( )		
具体的協力内容 <div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div>		

※ 災害発生時等協力内容に関する図面等の説明資料がある場合は、添付してください。

【参考】震災時における港南区役所の班体制

【班体制】

港南区災害対策本部

区災害対策本部組織図



※ 発災時に区役所と連絡調整が必要な場合については、港南区ボランティアセンター(区役所ボランティア班)が窓口となります。

# 登 録 証

登録第 号

登録者 横浜市港南区 丁目番地  
様

貴事業所は港南区災害時協力事業所としての  
登録要件に適合していると認められますので  
登録します



年 月 日

港南区長

